

(案)

資料 2

平成 25 年 1 月 9 日

長野市上下水道事業管理者
高見澤 裕 史 様

長野市上下水道事業経営審議会
会長 鈴木 智 弘

水道料金について（答申）

平成 24 年 8 月 27 日付けで諮問のありましたこのことについては、慎重に審議した結果、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

諮問事項に対する当審議会の考え方は次のとおりです。

水道事業は、市民生活や社会活動を営む上で欠くことのできないライフラインであり、安心して安全な水道水が安定的に供給されることが求められる。

近年、人口減少や市民の節水意識の定着、節水機器の普及、経済情勢による企業コストの削減等に起因する水道使用水量の減少に伴い、水道料金収入が激減しており、企業努力だけでは吸収しきれない厳しい経営状況にある。

一方、高度経済成長時代に建設した水道施設は、耐用年数を迎え更新期に入っており、老朽管の解消や水道管の耐震化を進めていくには多額の費用が必要である。

上下水道局が作成した財政推計によると、平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 か年においては、料金収入の減少や減価償却費等の増加により、約 9 億 4,700 万円の累積赤字となる見込みである。

このような財政経営状況を改善するためには、より一層の経費削減等の企業努力を行うとともに、短期的な収支だけではなく中長期的な収支についても勘案し、将来の施設更新等に備えた「資産維持費」を含めた適正な料金算定を行う必要がある。

しかしながら、長引く景気低迷により経済情勢は厳しさを増しており、また、平成 26 年 4 月と平成 27 年 10 月には消費税率の改定が予定されていることから、料金算定に当たっては利用者の経済的負担を考慮する必要がある。特に、本市では逡増制を採用していることから、使用水量が多く料金負担が大きい事業者が安定して事業を行えるよう、事業者に対し配慮する必要がある。

以上の考え方にに基づき、下記のとおり答申します。

記

1 水道料金について

- (1) 料金算定期間は、平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間とする。
- (2) 上記の期間における資産維持費の算定に用いる資産維持率は、1.0 パーセントとする。
- (3) 水道料金を平均 7.86 パーセント引き上げ、別添「水道料金表」のとおりとする。
- (4) 改定後の料金は、平成 25 年 6 月 1 日使用分から適用するものとする。
- (5) 共用給水装置による料金種別を廃止する。

2 附帯意見

- (1) 業務の見直しを積極的に推進し、一層のコスト縮減を図り、適正かつ健全な経営の継続に努めること。
- (2) 今後の水道料金及び下水道使用料の見直しについては、利用者負担を勘案し、概ね 5 年以内とすること。
- (3) 料金改定について利用者に周知するとともに、水道事業に対する理解が更に深まるよう、水道事業の概要及び経営状況についても積極的に情報提供を行うこと。
- (4) 水需要の変化や負担の公平性の視点から、逡増制料金及び別荘用料金のあり方について検討すること。

水道料金表

(1月につき)

種別	用途	メーターの口径 (mm)	基本料金		水量料金					
			使用水量	料金 (円) (税抜き)	料金 (円) (税込み)	使用水量 (m ³)	料金 (円) (税抜き)	料金 (円) (税込み)		
専用給水装置	一般用	13		930	976.50	1 m ³ につき	1 m ³ につき			
		20		1,280	1,344.00					
		25		1,630	1,711.50					
		30		1,970	2,068.50					
								1 ~ 10	62	65.10
								11 ~ 20	159	166.95
								21 ~ 30	172	180.60
								31 ~ 50	196	205.80
								51 ~ 100	228	239.40
								101 以上	245	257.25
			40		3,340	3,507.00	1 ~ 50	186	195.30	
			50		6,580	6,909.00	51 ~ 100	241	253.05	
			75		13,590	14,269.50	101 以上	245	257.25	
			100		25,560	26,838.00				
			150		66,220	69,531.00				
		200		131,260	137,823.00					
		350		533,260	559,923.00					
	公衆浴場用	一般用と同じ		一般用と同じ	一般用と同じ	1 ~ 1,200	42	44.10		
						1,201 以上	94	98.70		
別荘用	飯綱高原地区		10m ³ まで	3,550	3,727.50	11 ~ 20	185	194.25		
						21 ~ 40	210	220.50		
						41 ~ 100	240	252.00		
						101 以上	270	283.50		
	飯綱高原地区以外の地区		10m ³ まで	1,750	1,837.50	11 以上	175	183.75		